



# 埼玉県報

第2192号

平成22年6月15日

火曜日

## 目次

### 規則

- [埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則\(青少年課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額\(人事課\)](#)
- [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額\(人事課\)](#)
- [埼玉県総務事務システムに係るヘルプデスク業務委託に関する落札者の公示\(総務事務センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業下蒔田地区\(中山間地域総合整備事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [富士見都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務\(平成二十二年度九月期\)に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 正誤

- [埼玉県告示第七百八十四号中訂正\(土地水政策課\)](#)

## 規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十八号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第七条 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名
- 三 保護者の電話番号

（契約の締結に当たつて説明すべき事項）

第八条 条例第二十一条の四第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。
- 二 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- 三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例

第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。

2 知事は、携帯電話インターネット事業者に対し、前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面等の保存)

第九条 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める日は、当該契約に係る青少年が十八歳に達する日とする。

2 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める事項は、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由及び第七条第二項各号に掲げる事項とする。

3 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める記録媒体は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいづ。)とする。

様式第九号中「(第8条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式裏中

テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。)を行う場所」を

「(8) 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場

(9) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。)を行う場所」

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十九号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中「五九八」を「五五四」に改め、同表二三の項中「四八四」を「四六〇」に改め、同表七二の項中「七二三」を「六九九」に改め、同表二〇四の項中「五一八」を「四八八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第八百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人プラスアルファテニスカレッジ
- 三 代表者の氏名  
右川 史子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市八潮七丁目十一番地十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、八潮市周辺住民やその周辺地域の一般、少年少女に対し、テニスを通じて普及活動を行い健全な心身の保持、育成、強化を計り、健康と健全な発育に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第八百六十号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十二年六月十一日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、五七五円	一三、二五五円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三四九円	一六、七一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇八八円	二二、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二三、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇六円	二三、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二〇、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円
七十歳以上	四、〇三〇円	一三、二五五円



## 告 示

埼玉県告示第八百六十一号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十二年六月十一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

# 告 示

埼玉県告示第八百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システムに係るヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年5月28日

4 落札者の氏名及び住所

日本電算企画株式会社 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号

5 落札金額

19,829,250円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年4月16日

## 告 示

埼玉県告示第八百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セブントウンせんげん台

越谷市千間台東二丁目七百七番地 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）せんげん台ＳＣ

（変更後）セブントウンせんげん台

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社モール・エスシー開発

代表取締役社長 堀内幸夫

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社モール・エスシー開発

代表取締役 太田喜明

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前） 未定

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 他 9 社

### ハ 変更年月日

平成二十一年十一月二十日 他

### ニ 届出年月日

平成二十二年六月二日

### 二 縦覧期間

平成二十二年六月十五日から平成二十二年十月十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十五日から平成二十二年十月十五日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セブントウンせんげん台

越谷市千間台東二丁目七百七番地 外

## ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後十時

（変更後）午前四時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十二年六月二十四日

## ニ 届出年月日

平成二十二年六月二日

## 二 縦覧期間

平成二十二年六月十五日から平成二十二年十月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十五日から平成二十二年十月十五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第八百六十五号

県営土地改良事業下蒔田地区（中山間地域総合整備事業）の工事を平成二十二年三月三十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第八百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画区域区分

## 二 都市計画を変更する土地の区域

### イ 市街化区域に変更する土地の区域

富士見市大字水子字北別所、字谷ッ合、字観音前の全部、諏訪一丁目、諏訪二丁目、大字水子字西原、字西並木、字栗谷ッ、字別所、字東並木、字台、字正網、字向山前、字薬師下、字台下、字東台、字石井、字京塚、字東石井、字久保新田、字神明、字岡ノ坂、字城ノ下、字町谷前、字東前、字山下、の各一部

### ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり環境部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十二年六月十五日から平成二十二年六月二十九日まで

# 告示

埼玉県告示第八百六十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（9月期） 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成22年9月1日（水）から平成23年1月31日（月）まで

### (4) 履行場所

埼玉県立学校28校及び当該学校長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額は、1日当たりの単価に予定派遣日数を乗じた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、A等級又はB等級に格付された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関

する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

- (7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (8) 平成19年4月1日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 森、杉田 電話048-830-7391（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 埼玉県自治会館地下B01 平成22年7月5日（月）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 平成22年7月2日（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の105に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の100分の105に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、契約保証金の率

(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年6月22日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年三月三日

指令川建セ第二一 一六二 号

二 検査済証番号

平成二十二年六月十日

川建セ第二二 二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ一三四一番地一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市小松原町八 八 ポレスタワーブロードシティ小松原107

半澤 幸

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年四月二十一日

指令川建セ第二一 一七八 号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月十日

川建セ第二二 二六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字中道北七七四番地一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字的場二二 一番地二（サンクレスト

201号室）

瀬倉 貴光

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年四月二十一日

指令越建セ第二一〇一九九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月十一日

越建セ第八五 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字西条原字中通六一八 八

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県猿島郡境町八三九番地一 平井 康至

# 正 誤

埼玉県告示第七百八十四号（平成二十二年六月一日第二千百八十八号）中訂正

ページ 表中

一 調査地域 前から一

誤

大東第九（大字南大塚の一部）

正

大東第九（南大塚三丁目、大字南大塚の各一部）

ページ 表中

一 調査地域 前から二

誤

大東第十（大字南大塚、南大塚二丁目の各一部）

正

大東第十（南大塚二丁目、大字南大塚、大字大塚新田の各一部）